【QA】周南市福祉サービス事業所燃料費高騰対策支援金

【対象事業所について】

No.	質問	回答
1	この支援金制度の実施目的は。	車両燃料費高騰の影響を受けながらも、継続して居宅を中心とした介護サービスを提供している事業所に対して、高騰分の一部を支援することで、事業所の負担を軽減し、介護サービスの持続的な提供を可能とすることを目的としています。
2	支援金支給対象事業所について教えてほしい。	市内に所在する、以下の通所系、相談・訪問系サービスを提供する事業所が対象となります。 （みなし指定事業所は含まれません。） 【通所系】 通所介護（デイサービス）事業所、通所リハビリテーション（デイケア）事業所、地域型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所 【訪問系】 居宅介護事業所、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問リハビリテーション事業所、訪問看護事業所、定期巡回・随時訪問介護看護事業所
3	運営法人の法人格に制限はあるか。	申請対象となる法人格に制限は設けておりません。対象となるサービス種別の指定を受けていれば、いずれの法人格であっても申請可能です。
4	同一の事業所で介護保険と障害福祉の両方のサービスを一体的に行っている場合はどちらが優先か。	主として行っているサービスにおいて申請してください。（重複申請はできません。）
5	山口県の類似の補助金との併給はできるか。	山口県が実施している山口県高齢者施設等物価高騰対策支援事業補助金（食材料費補助金）、山口県高齢者施設等光熱費高騰対策支援金（光熱費支援金）では、車両燃料費高騰分は補助対象となっていないため、併給は可能です。ただし、類似した県等の補助金（燃料費）について補助を受けている場合は、対象外となります。※【参照】かいごへるぷやまぐち　https://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/

【対象車両について】

1	支給対象の車両の要件は。	基準日である令和８年４月１日時点で保有している車両となり、交付要綱に定める基準日（令和８年４月１日）に事業を運営し、対象期間内（令和８年１０月１日から令和９年１月３１日）に1,334㎞（年間基準走行距離）以上の走行が確認できた車両が支給対象の車両となります。

No.	質問	回答
2	令和８年４月２日以降に指定を受けた事業所は支援金の対象となるか。	対象となりません。 基準日となる令和８年４月１日の時点において、指定を受けている事業所が対象となりますので、令和８年４月２日以降に指定を受けた事業所は対象外となります。
3	基準日はなぜ１０月１日ではなく、４月１日なのか。	これまで車両燃料費高騰の影響を受け、さらに、今年度も燃料費が高止まりしている中、継続してサービスを提供している事業所への支援という趣旨を踏まえ、４月１日を基準日とし、対象期間を令和８年４月１日から令和９年３月３１日としています。
4	対象期間内に車両を１台追加で配備する予定があるが、申請は可能か。	基準日となる令和８年４月１日の時点において、指定を受けている事業所の車両が基準となりますので、令和8年４月２日以降に追加で配備された車両は対象外となります。 なお、基準日における車両との入れ替えについては、支給対象となります。
5	基準日である令和８年４月１日時点ではサービス提供をしていたが、対象期間内に廃車した車両は対象となるのか。	基準日（令和８年４月１日）に事業を運営し、かつ車両を使用し、対象期間内（令和８年１０月１日から令和９年１月３１日）に1,334㎞以上（年間基準走行距離）の走行が確認できた車両が支援対象となります。上記の要件を満たすことが証明できる書類の提出があれば、対象となります。
6	訪問に原付バイクを使用しているが、支援金の対象となるか。	本支援金では、ガソリン価格高騰の影響が大きい自動四輪車（軽自動車以上）を対象としています。そのため、原付バイクやスクーター等の二輪車や三輪バイク、エンジンの総排気量の少ないミニカーにかかる燃料費は本支援金の対象外となります。
7	電気自動車は本事業の対象となるか。	本支援金はガソリン、軽油にかかる費用を対象としており、電気自動車については支援金の対象外となります。
8	軽自動車と普通自動車で支援金に差はあるのか。	本支援金はガソリン、軽油にかかる費用を対象としており、道路運送車両法における自動車の種類によって差は設けていません。また、エンジンの種類（ガソリンエンジン、ディーゼルエンジン等）も問いません。
9	職員名義の自動車を送迎に利用しているが、支援金の対象となるか。	職員名義の自動車についても、利用者へのサービス提供に使用したものは本支援金の対象となります。ただし、燃料費は事業所で負担していることが必要です。申請の際は、自動車検査証記録事項の写し等を添付していただくとともに、燃料費を事業所で負担していることについて、求めがあった場合に資料を提出できるよう事業所で保管してください。
10	事業所で自動車のリース契約を行い、送迎に利用しているが、支援金の対象となるか。	リース契約車両についても、利用者へのサービス提供に使用したものは本支援金の対象となります。ただし、燃料費は事業所で負担していることが必要です。申請の際は自動車検査証記録事項の写しに加え、リース契約書の写しを添付してください。

No.	質問	回答
11	送迎等を委託して実施しているが、支援金の申請は可能か。	事業所が燃料費を負担している場合、本支援金の対象となります。申請の際は車検証の写しに加え、委託契約書の写しを添付してください。 なお、燃料費を事業所で負担していることについて、求めがあった場合に資料を提出できるよう事業所で保管してください。
12	複数の事業所で１台の自動車を使用しているが、事業所ごとの申請は可能か。	複数の事業所から同一車両に対する支援金申請はできません。同一の自動車を複数の事業所で使用している場合は、使用頻度が最も高い事業所で申請する等、１事業所で申請してください。（重複申請はできません。）
13	多機能型事業所において同一の車両を使用している場合はどうなるのか。	専ら事業の用に供している一つのサービス種別を選択の上、申請してください。（重複申請はできません。）
14	支援金の額はどのように決まるのか。	年間走行距離相当に応じて基準額を設定していますので、基準日において事業所が所有し、専ら事業の用に使用する車両数にそれぞれの基準額を乗じた額が支援金額となります。
15	車検証に所有者や車検の有効期間等が記載されていないがどうしたら良いか。	令和５年１月より車検証（自動車検査証）の電子化が始まり新たな様式となっています。 今回の支援金制度では、対象車両の所有者等を確認していることから、自動車検査証と一緒に発行されている「自動車検査証記録事項」や「自動車損害賠償責任保険証明書」の添付をお願いします。
16	上限台数はあるのか。	上限設定はありません。要件を満たせば、対象となります。
17	市内法人が運営する市外の事業所の車両も支援対象となるのか。	本支援金は市内の事業所を対象としており、市外の事業所は対象外となります。

【申請について】

1	申請はいつからできるのか。	令和８年１０月１日から申請できます。 なお、年間走行距離に応じて支援金区分を設けておりますので、算定期間（令和８年１０月１日から令和９年１月３１日）のメーター値の記録が必要となります。
2	いつまでに申請すれば良いか。	令和８年１１月３０日までとなります。

No.	質問	回答
3	証拠書類はどのようなものを揃えておけば良いか。	・申請する自動車の所有者・使用者が確認できる書類（自動車検査証記録事項の写し等） ・（職員名義の自動車使用の場合）自動車の所有者・使用者と法人との関係が分かる書類（給与明細の写し等） ・令和８年１０月１日時点と、令和９年１月３１日時点の走行距離を証明するもの（車両メーター値の写真等）
4	令和８年10月1日時点や令和９年１月３１日の車両のメータ数値の写真等記録を取り忘れた場合どうすればよいか。	直近の数値の車両のメーター値の写真等記録を取り、報告してください。
5	交付決定の方法、振り込み時期はいつごろか。	令和９年２月10日までの実績報告後、確定決定となります。3月３日までには請求をいただき、振り込みは令和９年３月中を予定しています。
6	申請は法人単位か、あるいは事業所単位か。	法人単位で申請をお願いします。
7	申請者（法人代表者）と異なる名義の口座を振込口座として登録したいが、どのようにしたらよいか。	申請者と金融機関の口座名義は一致する必要がありますので、これが異なる場合、支払いはできません。
8	支援金が振り込まれる金融機関の口座は法人名義以外のものでも良いか。	申請者と金融機関の口座名義は一致する必要がありますので、法人名義以外の名義の金融機関の口座は振込先の対象としていません。
9	算定期間中（令和８年１０月1日から令和９年１月３１日）の走行距離が1,334㎞に達しない可能性があるが申請は可能か。	申請は可能です。実績報告時に支援金対象距離非該当で報告をしてください。
10	職員名義の自動車を送迎に使用しており、業務と私用での走行が混在している場合、実績報告書にはどのように記入をすればよいか。	ホームページに掲載しております記入例様式５号（実績報告書）を参考にご記入ください。 ４か月の走行距離欄には業務で走行された距離を記入いただき、業務外の距離は余白にご記入ください。